

議案第113号

訴訟上の和解について

東京地方裁判所平成21年（ワ）第12439号損害賠償請求事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成22年9月3日提出

川崎市長 阿部孝夫

- 1 事件名 東京地方裁判所平成21年（ワ）第12439号損害賠償請求事件
- 2 当事者 原告 * * * *
被告 川崎市
- 3 和解内容
 - (1) 被告は、原告に対し、本件事故の和解金として、既払金6,310,041円を除き、35,000,000円の支払義務があることを認める。
 - (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を和解成立日から1箇月以内に、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。
 - (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
 - (4) 原告と被告は、原告と被告との間に、本件事故に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
 - (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。
- 4 和解理由

本事件については、東京地方裁判所から職権による強い和解勧告がなされたこと及びこの和解により原告と被告との間の紛争が早期に解決することを勘案し、和解しようとするものである。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 平成16年10月9日、原告は、台風第22号の影響による悪天候下、川崎区大島1丁目11番6号先のバス停留所で、バスを待っていたところ、当該バス停留所付近に植栽されていた街路樹が倒れて下敷きになり、負傷し、左足関節機能障害を負うに至った。
- 2 このことについて、原告から本市に対し、原告が負傷し左足関節機能障害を負うに至ったのは、本市が当該街路樹を適切に設置し、又は管理していなかったためであるとして、損害賠償請求がなされたので、示談交渉に応じたが、合意には至らなかった。
- 3 その後、原告から平成21年4月15日に東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された。
- 4 本訴訟は、係属して以来、11回の口頭弁論等を経てきたが、裁判所から職権による強い和解勧告がなされたものである。